

27-4. 西予市中小企業者等復興補助金

平成 30 年 7 月豪雨で被災された市内の中小企業者等に対し、被災された施設等の復旧に要する経費の一部を補助します。

【補助対象者】

平成 30 年 7 月豪雨で被災された、西予市内に住所を有する中小企業者等。

【補助対象期間（平成 30・31 年度）】（期間の延長を予定しています）

被災日以降に着手し、平成 32 年 3 月 31 日までに完了する事業。

【補助対象事業費】

平成 30 年 7 月豪雨により被災した事業用施設等の復旧を対象とし、総額が 15 万円以上で、他の補助制度を利用する場合の重複計上は認められない。

なお、保険金等が支払われる場合は補助対象事業費から差し引くものとします。

（対象事業費に含まれるもの）

- ・建物（店舗、工場、事務所、倉庫）及び附属設備（電気・給排水・冷暖房設備等）
- ・機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品の購入費等

（対象事業費に含まれないもの）

- ・土地の購入費、加入金等
- ・借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税など）、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等

【補助率及び補助金額】

補助率：補助対象事業費の 2/3 以内

補助金額：10 万円以上 150 万円以内

【申請期間（平成 31 年度）】

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 2 月 28 日まで

申請書類はホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408